

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
3	<p>第 1 章 総則 (追加) (追加) (追加)</p>	<p>第 1 章 総則 第 2 節 基本理念及び重点を置くべき事項 第 1 防災の基本理念</p> <p><u>近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などにより、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。</u></p> <p><u>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。</u></p> <p><u>過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。</u></p> <p><u>また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ改善を図っていくこととする。</u></p> <p><u>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。</u></p> <p>1 災害予防段階</p> <p><u>災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。</u></p> <p>2 災害応急対策段階</p> <p>(1) <u>発災直後は、被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</u></p> <p>(2) <u>被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
3	(追加) (追加)	<p><u>障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</u></p> <p>3 災害復旧・復興段階</p> <p><u>発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。</u></p> <p><b>第2 重点を置くべき事項</b></p> <p><u>防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</u></p> <p>1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</p> <p><u>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県及び他市町村との相互支援体制を構築すること。</u></p> <p><u>また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。</u></p> <p>2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項</p> <p><u>被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。</u></p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p><u>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</u></p> <p>4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</p> <p><u>被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の交付</u></p>	県計画との整合

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
3	<p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 あま市</p> <p>市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p>	<p>体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p> <p>5 事業者や住民等との連携に関する事項</p> <p><u>関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる本市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。</u></p> <p>6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項</p> <p><u>大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。</u></p> <p>第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 あま市</p> <p>市は、<u>災対法の基本理念にのっとり</u>市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p>	<p>県計画との整合</p>
3	<p>2 県</p> <p>県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的处理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p>	<p>2 県</p> <p>県は、<u>災対法の基本理念にのっとり</u>県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的处理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p>	<p>県計画との整合</p>
3	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、<u>災対法の基本理念にのっとり</u>市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p>	<p>県計画との整合</p>
3	<p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性</p>	<p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、<u>災対法の基本理念にのっとり</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
3	<p>にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p> <p>また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県・市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。</p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。</p>	<p>その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p> <p>また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県・市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。</p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、<u>災対法の基本理念にのっとり</u>平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。</p>	<p>県計画との整合</p>
4	<p><b>第 2 処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>3 津島警察署</p> <p><u>(15) 社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、警備要員の出動要請を行う。</u></p>	<p><b>第 2 処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>3 津島警察署</p> <p>(削除)</p>	<p>県計画との整合</p>
5	<p>6 指定地方行政機関</p> <p>(1) 名古屋地方気象台</p> <p>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をする。 (追加)</p> <p><u>イ 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)、水象についての警報及び注意報等を発表する(気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。)</u></p> <p>ウ 木曾川・庄内川等について中部地方整備局と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</p> <p>エ 新川について愛知県と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</p> <p>オ 愛知県と共同して土砂災害警戒情報を発表する。 (追加)</p>	<p>6 指定地方行政機関</p> <p>(1) 名古屋地方気象台</p> <p>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をする。</p> <p><u>イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。</u></p> <p><u>ウ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるように努める。</u></p> <p>エ 木曾川・庄内川等について中部地方整備局と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</p> <p>オ 新川について愛知県と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</p> <p>カ 愛知県と共同して土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p><u>キ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。</u></p> <p><u>ク 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</u></p> <p>ケ 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
6	(3) 東海農政局 ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。	<u>促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</u> (3) 東海農政局 ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。	県計画との整合
6	(4) 中部経済産業局 イ 電力及びガスの供給の確保に <u>必要な指導を行う。</u>	(4) 中部経済産業局 イ 電力及びガスの <u>安定供給の確保に関すること。</u>	県計画との整合
7	(7) 東海財務局 オ <u>災害等緊急時に</u> 応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。	(7) 東海財務局 オ <u>災害が発生した場合における</u> 応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。	県計画との整合
9	8 指定公共機関 (3) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	8 指定公共機関 (3) 株式会社NTTドコモ	商号の変更
11	<b>第3 市民等の基本的責務</b> 1 住民の責務 「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。 特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する <u>国民運動を展開しなければならない。</u>	<b>第3 市民等の基本的責務</b> 1 住民の責務 「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。 特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するよう、 <u>地域での働きかけ等に努めるものとする。</u>	県計画との整合
12	(追加)	<b>3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b> (1) <u>市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</u> <u>この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。</u> (2) <u>市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</u>	県計画との整合
13	<b>第3節 災害の想定</b>	<b>第4節 災害の想定</b>	誤訂正

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
14	<p><b>第 2 あま市の概要</b></p> <p>2 社会的条件</p> <p>(1) 人口及び世帯数</p> <p>本市の人口は、昭和 40 年代、50 年代に急激に増加したが、昭和 60 年代から平成にかけては増加のスピードが低下している。平成 22 年 12 月 1 日現在の人口は 88,116 人で、このうち 65 歳以上の人口は 18,396 人となっており、総人口の 20.9 パーセントを占めている。この比率は、全国平均よりは低いものの、今後も老年人口の増加が予想され、本市においても高齢化現象の傾向が認められる。</p> <p>世帯数は、平成 22 年 4 月 1 日現在 33,692 世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は 2.61 人となっており、核家族化の進行がうかがわれる。</p> <p>隣接する名古屋市の発展に伴い人口は急増し、純農村から都市的住宅地として変りつつある。</p> <p>これに伴い、住宅や舗装などによる不浸透地域の増大や田畑などの緑地の減少による保水、遊水機能の低下が進行し、水害の危険性が増大している。</p> <p><b>第 2 章 災害予防計画</b></p> <p><b>第 3 節 防災業務施設・設備等の整備計画</b></p> <p><b>第 9 その他施設・設備等</b></p>	<p><b>第 2 あま市の概要</b></p> <p>2 社会的条件</p> <p>(1) 人口及び世帯数</p> <p>本市の人口は、昭和 40 年代、50 年代に急激に増加したが、昭和 60 年代から平成にかけては増加のスピードが低下している。平成 27 年 1 月 1 日現在の人口は 88,355 人で、このうち 65 歳以上の人口は 21,789 人となっており、総人口の 24.7 パーセントを占めている。この比率は、全国平均よりは低いものの、今後も老年人口の増加が予想され、本市においても高齢化現象の傾向が認められる。</p> <p>世帯数は、平成 27 年 1 月 1 日現在 34,879 世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は 2.53 人となっており、核家族化の進行がうかがわれる。</p> <p>隣接する名古屋市の発展に伴い人口は急増し、純農村から都市的住宅地として変りつつある。</p> <p>これに伴い、住宅や舗装などによる不浸透地域の増大や田畑などの緑地の減少による保水、遊水機能の低下が進行し、水害の危険性が増大している。</p> <p><b>第 2 章 災害予防計画</b></p> <p><b>第 3 節 防災業務施設・設備等の整備計画</b></p> <p><b>第 9 その他施設・設備等</b></p>	<p>時点修正</p>
20	<p>災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車両では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車両の導入や舟艇の配備を検討する。また、それに併せて平素から土木業者等の関係団体等と協力体制の整備を推進するものとする。</p> <p>また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するとともに、あらかじめ避難ルート、輸送ルートの確保計画を検討する。</p> <p><b>第 6 節 都市の防災化計画</b></p> <p><b>第 3 防災上重要な都市施設の整備</b></p>	<p>災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車両では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車両の導入や舟艇の配備を検討する。また、それに併せて平素から土木業者等の関係団体等と協力体制の整備を推進するものとする。</p> <p>また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するとともに、あらかじめ避難ルート、輸送ルートの確保計画を検討する。</p> <p><b>第 6 節 都市の防災化計画</b></p> <p><b>第 3 防災上重要な都市施設の整備</b></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
24	<p>(2) 都市における公園等の整備 (略)</p> <p>都市公園は、過去の例が示すように<u>震災</u>時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を<u>促進</u>していく。</p> <p>また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。</p>	<p>(2) 都市における公園等の整備 (略)</p> <p>都市公園は、過去の例が示すように<u>災害</u>時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を<u>積極的に推進</u>していく。</p> <p>また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。</p>	<p>県計画との整合</p>
24	<p>第4 建築物の不燃化の促進 (略)</p> <p>(2) 建築物の不燃対策 (略)</p> <p>イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3 以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。</p>	<p>第4 建築物の不燃化の促進 (略)</p> <p>(2) 建築物の不燃対策 (略)</p> <p>イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3 以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。</p>	<p>誤訂正</p>
28	<p>第9節 地盤災害予防対策計画 第2 被災宅地対策</p> <p>2 被災宅地危険度判定士の養成・登録</p> <p>市は、県と協力して愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された<u>被災宅地危険度判定推進部会</u>により、市内土木・建築技術者等を受講させて、判定士の養成・登録に努めるものとする。</p>	<p>第9節 地盤災害予防対策計画 第2 被災宅地対策</p> <p>2 被災宅地危険度判定士の養成・登録</p> <p>市は、<u>県及び</u>愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された<u>震後対策部会被災宅地危険度判定分科会</u>による、市内土木・建築技術者等を対象にした判定士養成講習会の開催に協力し、判定士の養成・登録に努めるものとする。</p>	<p>県計画との整合</p>
34	<p>第12節 ライフライン施設対策計画 第6 下水道</p> <p>3 自家発電設備等の整備</p> <p><u>常用</u>電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</p> <p>第15節 放射性物質及び原子力災害予防対策計画</p>	<p>第12節 ライフライン施設対策計画 第6 下水道</p> <p>3 自家発電設備等の整備</p> <p><u>商用</u>電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</p> <p>第15節 放射性物質及び原子力災害予防対策計画</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
37	<p><u>放射性同位元素、核燃料物質等（以下「放射性物質」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、次のような対策を講ずるものとする。</u></p> <p><b>第 1 施設等の防災対策</b></p>	<p><u>放射性物質災害及び原子力災害が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の整備、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。</u></p> <p><b>第 1 施設等の防災対策</b></p>	<p>県計画との整合</p>
37	<p>放射性物質取扱関係事業者は、<u>関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期するものとする。</u></p> <p>（追加）</p> <p><u>1 施設の不燃化等の推進</u></p> <p><u>2 放射線による被ばくの予防対策の推進</u></p> <p><u>3 施設等における放射線量の把握</u></p> <p><u>4 自衛消防体制の充実</u></p> <p><u>5 通報体制の整備</u></p> <p><u>6 放射性物質取扱業務関係者への教育の実施</u></p> <p><u>7 防災訓練等の実施</u></p> <p><b>第 2 防護資機材の整備</b></p>	<p>事業者は、<u>施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとする。</u></p> <p><u>1 関係法令の遵守</u></p> <p><u>2 盗難及び不正持ち出し防止の推進</u></p> <p><u>3 施設の不燃化等の推進</u></p> <p><u>4 放射線による被ばくの予防対策の推進</u></p> <p><u>5 施設等における放射線量の把握</u></p> <p><u>6 自衛消防体制の充実</u></p> <p><u>7 通報体制の整備</u></p> <p><u>8 放射性物質取扱業務関係者への教育の実施</u></p> <p><u>9 防災訓練等の実施</u></p> <p><b>第 2 防護資機材の整備</b></p>	<p>県計画との整合</p>
37	<p>予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、<u>放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等の整備を図るものとする。</u></p> <p>（追加）</p> <p><b>第 4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保</b></p>	<p>予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、<u>放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>また、市は緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、研修会の実施等を通じてその習熟に努めるものとする。</u></p> <p><b>第 4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の把握</b></p>	<p>県計画との整合</p>
37	<p>放射線被ばく者の措置については、<u>放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、放射性物質取扱関係事業者等は、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努めるものとする。</u></p> <p><b>第 5 災害に関する知識の習得及び訓練等</b></p>	<p>放射線被ばく者の措置については、<u>専門医の診断が必要とされるが、県内に被ばく医療機関が存在しないため、県及び市町村は、あらかじめ専門医を置く独立行政法人放射線医学総合研究所（千葉市稲毛区）等の県外の被ばく医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。</u></p> <p><b>第 5 災害に関する知識の習得及び訓練等</b></p>	<p>県計画との整合</p>
37	<p>防災関係機関は、<u>放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。</u></p>	<p>防災関係機関は、<u>放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。</u></p>	<p>県計画との整合</p>



風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
37	<p>(追加)</p> <p>第17節 高圧ガス保安対策 第1 保安指導の強化等</p>	<p><b>第6 避難所等の確保</b> 市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努めるものとする。</p> <p><b>第7 風評被害対策</b> 1 市は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、県、市町村、関係団体と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然の防止のため、平常時から的確な情報提供等に努めるものとする。 2 市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努めるものとする。</p> <p><b>第8 市民等への的確な情報伝達体制の整備</b> 1 市は、県と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。 2 市は、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制について定めるものとする。 3 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、県と連携し、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者及び一時滞在差者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。</p> <p><b>第17節 高圧ガス保安対策計画</b> 第1 保安指導の強化等</p>	<p>県計画との整合</p>
39	<p>海部東部消防組合消防本部は、中部近畿産業保安監督部及び県が実施する、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するための保安意識の高揚、<u>規制</u>の強化、自主保安体制の整備を重点とした災害予防対策に協力する。 (略)</p> <p><b>第18節 災害時要援護者対策の安全確保対策計画</b> 第1 方針</p>	<p>海部東部消防組合消防本部は、中部近畿産業保安監督部及び県が実施する、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するための保安意識の高揚、<u>取締</u>の強化、自主保安体制の整備を重点とした災害予防対策に協力する。 (略)</p> <p><b>第18節 要配慮者の安全対策計画</b> 第1 方針</p>	<p>県計画との整合</p>
40	<p>災害発生時には、<u>災害時要援護者</u>への特別な配慮、支援が重要であり、市及び<u>災害時要援護者を入所させる社会福祉施設等の管理者</u>（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から<u>災害時要援護者</u>を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</p>	<p>災害発生時には、<u>要配慮者</u>への特別な配慮、支援が重要であり、市及び<u>要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者</u>（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から<u>要配慮者</u>を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成26年3月修正）	改正案	改正理由
	<p>市は、<u>災害時要援護者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、<u>災害時要援護者</u>に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、<u>災害時要援護者</u>への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、あま市<u>災害時要援護者避難支援計画</u>を活用するものとする。</p> <p>市は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p>また、市及び施設管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</p> <p><b>第2 社会福祉施設等における対策</b></p> <p>3 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市及び施設等管理者は、<u>災害時要援護者</u>が自らの対応能力を高めるため、個々の<u>災害時要援護者</u>の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p><b>第3 在宅者対策</b></p>	<p>市は、<u>避難行動要支援者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、<u>避難行動要支援者</u>への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、あま市<u>避難行動要支援者名簿</u>などを活用するものとする。</p> <p>市は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p>また、市及び施設等管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、<u>要配慮者</u>に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</p> <p><b>第2 社会福祉施設等における対策</b></p> <p>3 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市及び施設等管理者は、<u>要配慮者</u>が自らの対応能力を高めるため、個々の<u>要配慮者</u>の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p><b>第3 在宅の要配慮者対策</b></p> <p>（削除）</p>	<p>県計画との整合</p>
40	<p>1 <u>災害時要援護者等の状況把握</u></p> <p>市は、災害の発生に備え、<u>災害時要援護者名簿</u>を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、<u>災害時要援護者</u>に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の共有、<u>避難支援計画</u>の策定等に努めるものとする。</p> <p>2 緊急通報システム等の整備</p> <p>市は、「あま市緊急連絡通報システム設置事業実施要綱」（平成22年告示第63号）に基づき、在宅のひとり暮らし老人及び身体障がい者等を対</p>	<p>1 緊急通報システム等の整備</p> <p>市は、「あま市緊急連絡通報システム設置事業実施要綱」（平成22年告示第63号）に基づき、在宅のひとり暮らし老人及び身体障がい者等を対</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
41	<p>象に緊急通報用機器等を貸与している。今後とも<u>災害時要援護者</u>の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</p> <p><u>3 応援協力体制の整備</u> 市は、被災時の<u>災害時要援護者</u>の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、県及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>4 防災教育・防災訓練の実施</u> 市は、<u>災害時要援護者</u>が自らの対応能力を高めるため、個々の<u>災害時要援護者</u>の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p>(追加) (追加)</p>	<p>象に緊急通報用機器等を貸与している。今後とも<u>要配慮者</u>の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</p> <p><u>2 応援協力体制の整備</u> 市は、被災時の<u>要配慮者</u>の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、県及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>3 防災教育・防災訓練の実施</u> 市は、<u>要配慮者</u>が自らの対応能力を高めるため、個々の<u>要配慮者</u>の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p><b>第4 避難行動要支援者対策</b></p> <p><u>1 市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 避難行動要支援者名簿の整備等</u></p> <p>(1) <u>要配慮者の把握</u> 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するものとする。</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者名簿の作成</u> 市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成するものとする。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応で</p>	<p>県計画との整合</p>

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
41	<p><b>第 4 外国人等に対する防災計画対策</b></p> <p>市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</li> <li>2 地域全体で外国人への支援システムや救助体制の整備に努めるものとする。</li> <li>3 多言語による防災知識の普及活動を推進する。</li> <li>4 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。</li> </ol>	<p><u>きるものとする。</u></p> <p>(3) <u>避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</u>  <u>名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がい</u>  <u>の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる</u>  <u>情報を適宜更新し、関係者間で共有するものとする。</u></p> <p>(4) <u>避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</u>  <u>市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組</u>  <u>織その他、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供</u>  <u>できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定</u>  <u>めておくものとする。</u>  <u>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、</u>  <u>複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等</u>  <u>関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求め</u>  <u>る等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置に</u>  <u>ついて市地域防災計画であらかじめ定めるものとする。</u>  <u>また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働</u>  <u>きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に</u>  <u>提供することについて説明し、意思確認を行うものとする。</u></p> <p><b>第 5 外国人等に対する防災計画対策</b></p> <p>市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。</li> <li>2 <u>外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍で</u>  <u>きるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。</u></li> <li>3 <u>多言語ややさしい日本語</u>による防災知識の普及活動を推進する。</li> <li>4 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。</li> </ol>	<p>県計画との整合</p>
41	<p><b>第 5 浸水想定区域の施設等の公表</b></p> <p>市は、浸水想定区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地につい</p>	<p><b>第 6 浸水想定区域の施設等の公表</b></p> <p>市は、浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成26年3月修正）	改正案	改正理由
41	<p>て市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p> <p><u>附属資料 ○災害時要援護者関連施設一覧</u></p> <p><b>第6 洪水時の災害時要援護者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</b></p> <p>市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の<u>災害時要援護者</u>が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p>域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p> <p><u>附属資料 ○要配慮者関連施設一覧</u></p> <p><b>第7 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</b></p> <p>市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の<u>要配慮者</u>が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p>県計画との整合</p>
42	<p><b>第19節 地下空間の浸水対策計画</b></p> <p><b>第3 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発</b></p> <p>4 浸水想定区域内の施設等の公表</p> <p>市は、浸水想定区域内に地下空間又は主として<u>災害時要援護者</u>が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p><b>第19節 地下空間の浸水対策計画</b></p> <p><b>第3 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発</b></p> <p>4 浸水想定区域内の施設等の公表</p> <p>市は、浸水想定区域内に地下空間又は主として<u>要配慮者</u>が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p>県計画との整合</p>
42	<p><b>第4 洪水時の地下空間の管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達</b></p> <p>市は、市防災計画において、浸水想定区域内の地下空間及び主として<u>災害時要援護者</u>が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p><b>第4 洪水時の地下空間の管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達</b></p> <p>市は、<u>市地域防災計画</u>において、浸水想定区域内の地下空間及び主として<u>要配慮者</u>が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p>県計画との整合</p>
42	<p><b>第5 避難体制の確立</b></p> <p>地下空間の管理者は、<u>円滑な避難誘導ができるよう避難誘導の計画等の整備に努める。</u></p> <p>また、市と地下空間の管理者等が共同して、浸水災害の発生を想定した訓練の実施に努める。</p> <p>とくに、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下空間の所有者又は管理者においては、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表する。</p>	<p><b>第5 避難体制の確立</b></p> <p>地下空間の管理者は、<u>利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を行うとともに、自衛水防組織を置かなければならない。</u></p> <p>また、市と地下空間の管理者等が共同して、浸水災害の発生を想定した訓練の実施に努める。</p> <p>とくに、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下空間の所有者又は管理者においては、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表する。</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
43	<p>第20節 避難対策計画</p> <p>第1 方針</p> <p>災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、市長は、あらかじめ避難場所や避難所の選定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>第20節 避難対策計画</p> <p>第1 方針</p> <p>災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、市長は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p><u>災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
43	<p>第2 避難所の選定</p> <p>(略)</p> <p>避難所の選定時の留意事項</p> <p>① <u>住民にとって身近な施設にすること。</u></p> <p>② <u>二次災害などのおそれがないこと。</u></p> <p>③ <u>立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること。</u></p> <p>④ <u>主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること。</u></p> <p>⑤ <u>環境衛生上問題のないこと。</u></p> <p>⑥ 原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設は、避けること。</p> <p>⑦ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>要援護</u>高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努めること。</p> <p>⑧ 災害発生時に複数の避難者がやむを得ず選定された避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録すること。</p>	<p>第2 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>避難所の指定時の留意事項</p> <p>① <u>避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であること。</u></p> <p>② <u>円滑な救援活動を実施できること。</u></p> <p>③ <u>一定の生活環境を確保できること。</u></p> <p>④ <u>学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定すること。</u></p> <p>⑤ 原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設は、避けること。</p> <p>⑥ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>配慮を要する</u>高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努めること。</p> <p>⑦ 災害発生時に複数の避難者がやむを得ず選定された避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録すること。</p>	<p>県計画との整合</p>
43	<p>第4 避難所における必要面積の確保</p> <p>市は、避難所の避難状況に応じた最小限のスペースを次のとおり確保する。なお、避難所運営に必要な本部、会議、医療、<u>災害時要援護者</u>等</p>	<p>第4 避難所における必要面積の確保</p> <p>市は、避難所の避難状況に応じた最小限のスペースを次のとおり確保する。なお、避難所運営に必要な本部、会議、医療、<u>要配慮者</u>等に対応</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成26年3月修正）	改正案	改正理由
	<p>に対応できるスペースの確保も不可欠であることに留意する。 （表：略） *介護が必要な災害時要援護者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p>	<p>できるスペースの確保も不可欠であることに留意する。 （表：略） *介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p>	
44	<p><b>第5 避難所に備えるべき設備</b> 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平時から避難所等に備え付け、即座に利用できるよう整備に努めるものとする。 また、災害時要援護者にも配慮した、空調、スロープ、障がい者用トイレ、文字を表示できるラジオ等施設・設備の整備に努めるものとする。</p>	<p><b>第5 避難所に備えるべき設備</b> 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テナント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。 また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めるものとする。</p>	県計画との整合
44	<p><b>第7 避難所の運営体制の整備</b> 市は、県が平成9年度に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。 （追加）</p>	<p><b>第7 避難所の運営体制の整備</b> 市は、平成25年度に作成した「市避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。 なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p>	県計画との整合
48	<p><b>第23節 防災訓練及び防災思想の普及計画</b> <b>第1 方針</b> 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限に食い止めるには、市を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から各種災害について正しい認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。 このため、市は、防災訓練、学校教育、広報等を通じて防災意識の高揚を図る。</p>	<p><b>第23節 防災訓練及び防災思想の普及計画</b> <b>第1 方針</b> 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限に食い止めるには、市を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から各種災害について正しい認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。 このため、市は、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の高揚を図る。</p>	県計画との整合
48	<p><b>第2 防災訓練の実施</b> 防災意識の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。 したがって、防災関係機関（市、消防団、学校等）は、毎年独自の訓練計画をたて、公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等の協力</p>	<p><b>第2 防災訓練の実施</b> 防災意識の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。 したがって、防災関係機関（市、消防団、学校等）は、毎年独自の訓練計画をたて、公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等の協力</p>	県計画との整合

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成26年3月修正）	改正案	改正理由
48	<p>を得て、あらゆる機会をとらえて科学的かつ計画的な図上又は実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図るものとする。</p> <p>その際、<u>災害時要援護者</u>に十分配慮し、地域において<u>災害時要援護者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>（追加）</p> <p>1 基礎訓練 （略） （3）避難・救助訓練</p> <p>市及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施するものとする。</p> <p>また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、高層建築物等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を実施するものとする。</p> <p>なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練についても実施に努めるものとする。</p> <p>特に、自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行うとともに、<u>災害時要援護者</u>の避難誘導を含む避難誘導訓練や安全確保訓練を行う。</p> <p>第24節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</p>	<p>を得て、あらゆる機会をとらえて科学的かつ計画的な図上又は実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図るものとする。</p> <p>その際、<u>要配慮者</u>に十分配慮し、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。</u></p> <p>1 基礎訓練 （略） （3）避難・救助訓練</p> <p>市及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施するものとする。</p> <p>また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、高層建築物等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を実施するものとする。</p> <p>なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練についても実施に努めるものとする。</p> <p>特に、自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行うとともに、<u>要配慮者</u>の避難誘導を含む避難誘導訓練や安全確保訓練を行う。</p> <p>第24節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</p>	<p>県計画との整合</p>



風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成26年3月修正）	改正案	改正理由
53	<p><b>第3 ボランティア</b></p> <p>1 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p><u>ア 県内外からのボランティアを受け入れるほどの災害が発生した場合には、県は広域ボランティア支援本部を、各市町村は災害ボランティアセンターを設置することとなっている。</u></p> <p><u>市は、あらかじめ定められた場所にボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターの設置整備を推進する。</u></p> <p><u>イ 市は、日頃から災害時にコーディネーターの派遣要請に協力できるボランティア関係団体（協力団体）の確保に努める。</u></p> <p><u>ウ 災害時に県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを行い、市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。</u></p> <p><u>エ 市は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</u></p> <p><u>オ 市は、防災訓練等において、ボランティア関係団体の協力を得て災害ボランティアセンターの立上げ訓練を行う。</u></p> <p><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 活動体制計画（組織の動員配備計画）</b></p> <p><b>第1 方針</b></p>	<p><b>第3 ボランティア</b></p> <p>1 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p><u>ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に 次の（ア）から（ウ）等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</u></p> <p><u>（ア） 災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。</u></p> <p><u>（イ） 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。</u></p> <p><u>（ウ） 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。</u></p> <p><u>イ 市は、防災訓練等において、ボランティア関係団体の協力を得て災害ボランティアセンターの立上げ訓練を行う。</u></p> <p><b>第3章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 活動体制計画（組織の動員配備計画）</b></p> <p><b>第1 方針</b></p>	<p>県計画との整合</p>
59	<p>市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策の推進を図る中心組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動体制を確立する。</p>	<p>市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策の推進を図る中心組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動体制を確立する。</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
59	<p>(追加)</p> <p><b>第 2 災害対策本部</b></p> <p>1 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準</p> <p>災害対策本部は、次の基準により設置するものとする。</p> <p>ア 次の警報のいずれかが尾張西部に発表され、市長が必要と認めるとき。</p> <p>(追加)</p> <p>(ア) 大雨警報</p> <p>(イ) 暴風警報</p> <p>(ウ) 洪水警報</p> <p>(エ) 暴風雪警報</p> <p>(オ) 木曾川中流、下流はん濫警戒情報</p> <p>(カ) 日光川はん濫警戒情報</p> <p>(キ) 庄内川はん濫警戒情報</p> <p>(ク) 新川はん濫警戒情報</p>	<p><u>要員(資機材を含む。)の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。</u></p> <p><b>第 2 災害対策本部</b></p> <p>1 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準</p> <p>災害対策本部は、次の基準により設置するものとする。</p> <p>ア 次の警報のいずれかが尾張西部に発表され、市長が必要と認めるとき。</p> <p><u>(ア) 大雨特別警報</u></p> <p><u>(イ) 暴風特別警報</u></p> <p><u>(ウ) 暴風雪特別警報</u></p> <p><u>(エ) 大雪特別警報</u></p> <p>(オ) 大雨警報</p> <p>(カ) 暴風警報</p> <p>(キ) 洪水警報</p> <p>(ク) 暴風雪警報</p> <p>(ケ) 木曾川中流、下流はん濫警戒情報</p> <p>(コ) 日光川はん濫警戒情報</p> <p>(サ) 庄内川はん濫警戒情報</p> <p>(シ) 新川はん濫警戒情報</p>	<p>県計画との整合</p>
60	<p>2 組織、機構</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部は、本部長、副本部長並びに企画財政部、総務部、市民生活部、福祉部、建設産業部、教育部をもって構成し、市長を本部長とし、副本部長に副市長及び教育長をあてる。</p> <p>災害対策本部に本部員会議を置き、災害応急対策の基本的事項について協議、決定する。</p> <p>災害対策本部の組織図は、<u>別図</u>に定めるとおりである。</p> <p>3 部の任務分担</p> <p>各部の部長は、本部長の命を受けて、部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。班長は、部長の命を受けて、班の事務又は業務を掌握し、班員を指揮する。</p>	<p>2 組織、機構</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部は、本部長、副本部長並びに企画財政部、総務部、市民生活部、福祉部、建設産業部、教育部をもって構成し、市長を本部長とし、副本部長に副市長及び教育長をあてる。</p> <p>災害対策本部に本部員会議を置き、災害応急対策の基本的事項について協議、決定する。</p> <p>災害対策本部の組織図は、<u>資料編 1-1</u>に定めるとおりである。</p> <p>3 部の任務分担</p> <p>各部の部長は、本部長の命を受けて、部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。班長は、部長の命を受けて、班の事務又は業務を掌握し、班員を指揮する。</p>	<p>誤訂正</p> <p>誤訂正</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>なお、各部は、あま市災害対策本部を設置する原因となった災害の種類、規模等を踏まえ、実施すべき災害応急対策の内容、程度等に応じて、臨機応変に相互応援協力するものとする。</p> <p>各部及び各班の任務分担（災害対策本部所掌事務）は、<u>別表第 1</u> を参照のこと。</p> <p><b>第 3 非常配備</b></p>	<p>なお、各部は、あま市災害対策本部を設置する原因となった災害の種類、規模等を踏まえ、実施すべき災害応急対策の内容、程度等に応じて、臨機応変に相互応援協力するものとする。</p> <p>各部及び各班の任務分担（災害対策本部所掌事務）は、<u>資料編 1-2</u> を参照のこと。</p> <p><b>第 3 非常配備</b></p>	
62	<p>2 非常配備基準</p> <p>非常配備の各段階における指令の時期及び非常配備員等は、<u>別表第 2</u> の非常配備基準のとおりとする。</p> <p>なお、非常配備の指令は、非常配備基準に掲げる気象予警報等のいずれかが発表された場合、発表と同時に自動的になされたものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 非常配備基準</p> <p>非常配備の各段階における指令の時期及び非常配備員等は、<u>資料編 1-3</u> の非常配備基準のとおりとする。</p> <p>なお、非常配備の指令は、非常配備基準に掲げる気象予警報等のいずれかが発表された場合、発表と同時に自動的になされたものとする。</p> <p>(略)</p>	誤訂正
62	<p>4 伝達方法</p> <p>災害応急対策を円滑に実施するため平常時において体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。</p> <p>(1) 平常時の措置</p> <p>各非常配備の編成については、<u>別表第 3</u> のとおりである。この編成は、毎年見直しを図り常に現状に適合したものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>4 伝達方法</p> <p>災害応急対策を円滑に実施するため平常時において体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。</p> <p>(1) 平常時の措置</p> <p>各非常配備の編成については、<u>資料編 1-4</u> のとおりである。この編成は、毎年見直しを図り常に現状に適合したものとする。</p> <p>(略)</p>	誤訂正
70	<p><b>第 3 節 情報の収集・伝達計画</b></p> <p><b>第 2 災害情報等の収集及び伝達</b></p> <p>3 気象警報等の伝達系統</p> <p>気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく気象・水象に関する<u>予報警報</u>、消防法に基づく火災予防のための気象通報並びにこれらに関連して必要とされる各種の情報及び対策通知を災害対策関係機関相互の間において迅速かつ的確に受領、伝達し、非常事態に対する適切な防災措置を図る。</p>	<p><b>第 3 節 情報の収集・伝達計画</b></p> <p><b>第 2 災害情報等の収集及び伝達</b></p> <p>3 気象警報等の伝達系統</p> <p>気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく気象・水象に関する<u>特別警報・警報等</u>、消防法に基づく火災予防のための気象通報並びにこれらに関連して必要とされる各種の情報及び対策通知を災害対策関係機関相互の間において迅速かつ的確に受領、伝達し、非常事態に対する適切な防災措置を図る。</p>	県計画との整合
71	<p>(1) 気象・水象に関する <u>予報警報</u> の伝達系統</p> <p>(図中)</p> <p>愛知県 — (県防災行政無線) → あま市 → 住民等</p> <p>(追加)</p>	<p>(1) 気象・水象に関する <u>特別警報・警報等</u> の伝達系統</p> <p>(図中)</p> <p>愛知県 ≡ (県防災行政無線) ⇒ あま市 ⇒ 住民等</p> <p>名古屋地方気象台 → 消防庁 → あま市</p> <p>(注)</p>	県計画との整合

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
71	<p>(2) 洪水予報の伝達系統</p> <p>ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報（木曾川・庄内川） （図中） （追加）</p> <p>（注）（1）に同じ。</p>	<p>1 二重線経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>2 気象庁本庁から NTT マーケティング大阪 104 センターには、情報についてのみ伝達を行う。</p> <p>(2) 洪水予報の伝達系統</p> <p>ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報（木曾川・庄内川） （図中）</p> <p>中部地方整備局 → あま市 → 住民等 名古屋地方気象台 → 消防庁 → あま市 → 住民等</p> <p>（削除）</p>	<p>県計画との整合</p> <p>誤訂正</p>
72	<p>イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水情報・新川・日光川予報 （図中） （追加）</p>	<p>イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水情報・新川・日光川予報 （図中）</p> <p>名古屋地方気象台 → 愛知県 - （県防災行政無線） → あま市 → 住民等 名古屋地方気象台 → 消防庁 → あま市 → 住民等</p>	<p>県計画との整合</p>
73	<p>(3) 水防警報の伝達系統</p> <p>エ 日光川水防警報（古瀬地区）の伝達系統 （図中）</p> <div data-bbox="203 938 461 1059" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>愛知県 尾張建設事務所 一宮建設事務所</p> </div>	<p>(3) 水防警報の伝達系統</p> <p>エ 日光川水防警報（古瀬地区）の伝達系統 （図中）</p> <div data-bbox="1066 938 1323 1059" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>愛知県 一宮建設事務所 海部建設事務所</p> </div>	<p>県計画との整合</p>
73	<p>(4) 水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫危険水位、はん濫発生） （図中）</p> <div data-bbox="215 1249 472 1370" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>愛知県 尾張建設事務所 一宮建設事務所</p> </div>	<p>(4) 水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）、はん濫危険水位、はん濫発生） （図中）</p> <div data-bbox="1066 1249 1323 1323" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>愛知県 尾張建設事務所</p> </div>	<p>県計画との整合</p>
第 3 被害情報		第 3 被害情報	

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
79	1 被害情報の収集 (略) (追加)	1 被害情報の収集 (略) <u>(2) 被災者台帳の作成</u> 被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。	県計画との整合
79	(2) 応援協定に基づく災害情報の把握	(3) 応援協定に基づく災害情報の把握	県計画との整合
79	(3) 市災害対策本部への報告等	(4) 市災害対策本部への報告等	県計画との整合
83	2 県等への被害状況の報告 (追加)	2 県等への被害状況の報告 <u>(3) 重要な災害情報の収集伝達</u> 市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。 ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。	県計画との整合
87	第5節 災害救助法の適用計画 第5 救助の種類及び期間 12 土石・竹木等障害物の除去 (注) 救助期間について、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て延長することができる。	第5節 災害救助法の適用計画 第5 救助の種類及び期間 12 土石・竹木等障害物の除去 (注) 救助期間について、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て延長することができる。	県計画との整合

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
87	<p><b>第 8 被災者の記録</b></p> <p>1 災害が発生したときは、市長は被害状況調査用紙によって、被害状況を調査し、これを <u>り災</u> 台帳とする。</p> <p>2 市長は、災害による <u>り災</u> 証明書の <u>発行</u> の必要があるときは、次の要領より行う。</p> <p>(1) 被害状況の確認ができないときは、とりあえず本人の申し出により <u>り災</u> 証明書を <u>発行</u> する。</p> <p>(2) 被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、<u>り災</u> 台帳に記載されている者には申し出により、<u>り災</u> 証明書、仮 <u>り災</u> 証明書を <u>発行</u> した者については、<u>り災</u> 台帳に記載されている者に限り申し出により、<u>り災</u> 証明書に切り替え <u>発行</u> する。</p> <p><b>第 6 節 避難計画</b></p> <p><b>第 2 避難のための準備情報・勧告・指示</b></p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 市長</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のため立退きを指示する。</p> <p>また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>災害時要援護者</u> に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備 (<u>災害時要援護者</u> 避難) 情報を伝達する。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第 8 被災者の記録</b></p> <p>1 災害が発生したときは、市長は被害状況調査用紙によって、被害状況を調査し、これを <u>罹災</u> 台帳とする。</p> <p>2 市長は、災害による <u>罹災</u> 証明書の <u>交付</u> の必要があるときは、次の要領により行う。</p> <p>(1) 被害状況の確認ができないときは、とりあえず本人の申し出により仮 <u>罹災</u> 証明書を <u>交付</u> する。</p> <p>(2) 被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、<u>罹災</u> 台帳に記載されている者には申し出により、<u>罹災</u> 証明書、仮 <u>罹災</u> 証明書を <u>交付</u> した者については、<u>罹災</u> 台帳に記載されている者に限り申し出により、<u>罹災</u> 証明書に切り替え <u>交付</u> する。</p> <p><b>第 6 節 避難計画</b></p> <p><b>第 2 避難のための準備情報・勧告・指示</b></p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 市長</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のため立退きを指示する。</p> <p>また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>要配慮者</u> に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備 (<u>要配慮者</u> 避難) 情報を伝達する。</p> <p><u>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u></p> <p>(2) <u>知事等への助言の要求</u></p> <p><u>市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は</u></p>	<p>県計画との整合</p>
88	<p>1 実施責任者</p> <p>(1) 市長</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のため立退きを指示する。</p> <p>また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>災害時要援護者</u> に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備 (<u>災害時要援護者</u> 避難) 情報を伝達する。</p> <p>(追加)</p>	<p>1 実施責任者</p> <p>(1) 市長</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のため立退きを指示する。</p> <p>また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>要配慮者</u> に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備 (<u>要配慮者</u> 避難) 情報を伝達する。</p> <p><u>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u></p> <p>(2) <u>知事等への助言の要求</u></p> <p><u>市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>実施に当たっては、危険の切迫する前に十分な余裕をもって避難の勧告・指示を行うよう努める。</p> <p>なお、避難の勧告・指示をした場合及び警察官等から立退きを指示した旨の通知があった場合は、市長は、直ちに海部県民センターを経由して知事にその旨を報告するものとする。</p> <p>(2) 知事若しくは知事の命を受けた職員又は水防管理者（水防法による場合）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 警察官</p> <p>(略)</p> <p>(4) 自衛官</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、前記(3)アに定める避難等の措置をとることができる。</p> <p>(5) 市長の事務の代行</p> <p>(略)</p>	<p><u>屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。</u></p> <p>実施に当たっては、危険の切迫する前に十分な余裕をもって避難の勧告・指示を行うよう努める。</p> <p>なお、避難の勧告・指示をした場合及び警察官等から立退きを指示した旨の通知があった場合は、市長は、直ちに海部県民センターを経由して知事にその旨を報告するものとする。</p> <p>(3) 知事若しくは知事の命を受けた職員又は水防管理者（水防法による場合）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 警察官</p> <p>(略)</p> <p>(5) 自衛官</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、前記(4)アに定める避難等の措置をとることができる。</p> <p>(6) 市長の事務の代行</p> <p>(略)</p>	
90	<p>4 避難の勧告・指示等の周知徹底</p> <p>関係住民に対する避難の勧告・指示の伝達は、その地域の区長等の協力を求めるとともに、市ホームページ、広報車、サイレン、防災行政用無線、警鐘、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、自主防災会等を利用して、速やかに周知徹底を図るものとする。</p>	<p>4 避難の勧告・指示等の周知徹底</p> <p>関係住民に対する避難の勧告・指示の伝達は、その地域の区長等の協力を求めるとともに、市ホームページ、広報車、サイレン、防災行政無線、警鐘、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、自主防災会等を利用して、速やかに周知徹底を図るものとする。</p>	誤訂正
90	<p><b>第3 避難誘導及び移送</b></p> <p>2 避難の誘導</p> <p>避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては、県警察及び市が各地区の消防団、区長等と協力して誘導を行う。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行う。</p> <p>また、避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の実情に</p>	<p><b>第3 避難誘導及び移送</b></p> <p>2 避難の誘導</p> <p>避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては、県警察及び市が各地区の消防団、区長等と協力して誘導を行う。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行う。</p> <p>また、避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の実情に</p>	県計画との整合

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	<p>応じ、避難路を 2 か所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。</p> <p>なお、避難誘導、安否確認の実施にあたっては、<u>災害時要援護者</u> に十分配慮するよう努め、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p>	<p>応じ、避難路を 2 か所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。</p> <p>なお、避難誘導、安否確認の実施にあたっては、<u>要配慮者</u> に十分配慮するよう努め、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p>	
91	<p>3 避難の順位</p> <p>避難の順位は、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の <u>災害時要援護者</u> を優先する。</p>	<p>3 避難の順位</p> <p>避難の順位は、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の <u>避難行動要支援者</u> を優先する。</p>	県計画との整合
91	<p><b>第 4 避難所の開設・運営</b></p> <p>市は、災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し保護するため避難所を開設する。避難所を開設するに当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児等に配慮して収容保護するものとする。さらに、<u>災害時要援護者</u> に配慮して民間施設等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p>	<p><b>第 4 避難所の開設・運営</b></p> <p>市は、災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し保護するため避難所を開設する。避難所を開設するに当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児等に配慮して収容保護するものとする。さらに、<u>要配慮者</u> に配慮して民間施設等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p>	県計画との整合
91	<p>3 避難所の運営</p> <p>市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求めるとともに、<u>避難所の避難状況に応じた最小限のスペースを次のとおり確保し</u>、収容能力からみて支障があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずること。</p> <p>なお、<u>避難所運営に必要な本部、会議、医療、災害時要援護者等に対応できるスペースの確保も不可欠であることに留意する。</u></p>	<p>3 避難所の運営</p> <p>市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、収容能力からみて支障があると判断したときは、<u>速やかに適切な措置を講ずること。</u></p>	県計画との整合
92	<p>*介護が必要な <u>災害時要援護者</u> のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</p>	<p>*介護が必要な <u>要配慮者</u> のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</p>	県計画との整合
92	<p>(追加)</p>	<p>(2) <u>避難所ごとに収容された人数の把握に努め、収容能力からみて支障があるときは、速やかに適切な措置を講ずること。</u></p>	県計画との整合
92	<p>(5) 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把</p>	<p>(3) 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把</p>	県計画との整合



風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
	握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。	握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。	
92	(3) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮すること。	(4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮すること。	県計画との整合
92	(4) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。	(5) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。	県計画との整合
92	(2) 常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。	(6) 常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。	県計画との整合
92	(6) 避難所に <u>災害時要援護者</u> がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。 なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。	(7) 避難所に <u>要配慮者</u> がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。 なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。	県計画との整合
92	(7) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。	(8) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。	県計画との整合
92	(8) <u>災害が収まって、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった在宅被災者に対して、避難所において生活支援を行うこと。</u>	(9) <u>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u>	県計画との整合
92	(9) 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。	(10) 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。	県計画との整合
92	(10) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。	(12) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。	県計画との整合
92	(追加)	(13) 事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テ	県計画との整合

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
92	(12) 災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。	<u>ントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「市避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。</u> (14) 災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。	県計画との整合
92	4 応援要請 (1) 削除 (2) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。 (3) 市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。 (4) 応援要求を受けた場合は、これに積極的に協力する。	4 <u>県、他市町村に対する</u> 応援要請  (1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。 (2) 市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。 (3) 応援要求を受けた場合は、これに積極的に協力する。	県計画との整合
93	6 災害救助法による実施基準 (2) 避難所開設の期間 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。 ただし、 <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て期間を延長することができる。	6 災害救助法による実施基準 (2) 避難所開設の期間 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。 ただし、 <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て期間を延長することができる。	
94	(追加) (追加)	<b>第6 要配慮者支援対策</b> <b>1 市における措置</b> (1) <u>避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u> <u>地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</u> (2) <u>避難行動要支援者の避難支援</u> <b>ア 避難のための情報伝達</b> <u>要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、</u>	県計画との整合

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
		<p><u>円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあつてはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</u></p> <p><u>イ 避難行動要支援者の避難支援</u></p> <p><u>平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。</u></p> <p><u>また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 避難行動要支援者の安否確認</u></p> <p><u>避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。</u></p> <p><u>エ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応</u></p> <p><u>地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保</u></p> <p><u>被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。</u></p> <p><u>(4) 福祉避難所の設置等</u></p> <p><u>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</u></p> <p><u>(5) 福祉サービスの継続支援</u></p> <p><u>福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。</u></p> <p><u>(6) 県対する広域的な応援要請</u></p> <p><u>保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応</u></p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
94	<p><b>第 6 帰宅困難者対策</b></p> <p>3 支援体制の構築 (略)</p> <p>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを<u>超</u>えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p>	<p><u>援が必要な場合は、県へ要請するものとする。</u></p> <p>(7) <u>外国人への情報の提供と収集</u></p> <p><u>市国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。</u></p> <p><b>第 7 帰宅困難者対策</b></p> <p>3 支援体制の構築 (略)</p> <p>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを<u>越</u>えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p>	誤訂正
95	<p><b>第 7 節 救出計画</b></p> <p><b>第 6 災害救助法による実施基準</b></p> <p>2 救出の期間</p> <p>被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。なお、これによりがたいときは、その旨を知事に申請し、知事が <u>厚生労働大臣</u> の同意を得たときは、それを超えて実施することができる。</p>	<p><b>第 7 節 救出計画</b></p> <p><b>第 6 災害救助法による実施基準</b></p> <p>2 救出の期間</p> <p>被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。なお、これによりがたいときは、その旨を知事に申請し、知事が <u>内閣総理大臣</u> の同意を得たときは、それを超えて実施することができる。</p>	県計画との整合
95	<p>4 整備保存すべき帳簿</p> <p>ア <u>り災者</u> 救出状況記録簿</p> <p>イ <u>り災者</u> 救出用機械器具燃料受払簿</p> <p>ウ <u>り災者</u> 救出用機械器具修繕簿</p> <p>エ <u>り災者</u> 救出用関係支払証拠書類</p> <p><b>第 8 節 食品供給計画</b></p> <p><b>第 3 炊出しその他による食品の給与</b></p>	<p>4 整備保存すべき帳簿</p> <p>ア <u>罹災者</u> 救出状況記録簿</p> <p>イ <u>罹災者</u> 救出用機械器具燃料受払簿</p> <p>ウ <u>罹災者</u> 救出用機械器具修繕簿</p> <p>エ <u>罹災者</u> 救出用関係支払証拠書類</p> <p><b>第 8 節 食品供給計画</b></p> <p><b>第 3 炊出しその他による食品の給与</b></p>	県計画との整合
97	<p>4 米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。</p> <p>なお、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省に要請を行うことができる。ただし、<u>いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告す</u></p>	<p>4 米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。</p> <p>なお、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省 (<u>生産局</u>) に要請を行うことができる。ただし、事後、速やかに知事に報告するもの</p>	県計画との整合

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成26年3月修正）	改正案	改正理由
98	<p>るものとする。</p> <p><b>第5 災害救助法による実施基準</b></p> <p>2 炊出しの期間</p> <p>炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、<u>厚生労働大臣</u>の同意を得てこの期間を延長することができる。また、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</p>	<p>する。</p> <p><b>第5 災害救助法による実施基準</b></p> <p>2 炊出しの期間</p> <p>炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、<u>内閣総理大臣</u>の同意を得てこの期間を延長することができる。また、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</p>	<p>県計画との整合</p>
100	<p><b>第9節 飲料水供給計画</b></p> <p><b>第6 災害救助法による実施基準</b></p> <p>2 供給の期間</p> <p>飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、<u>厚生労働大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</p>	<p><b>第9節 飲料水供給計画</b></p> <p><b>第6 災害救助法による実施基準</b></p> <p>2 供給の期間</p> <p>飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、<u>内閣総理大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</p>	<p>県計画との整合</p>
103	<p><b>第11節 医療及び助産計画</b></p> <p><b>第3 医療・助産の救護活動の実施</b></p> <p>1 救護活動</p> <p>医療及び助産は、市内医療機関、海部医師会又は海部歯科医師会、地区薬剤師会の協力を得て実施する。災害救助法が適用された場合は、市民病院、日本赤十字社愛知県支部、県医師会で編成される医療救護班により行われる。</p>	<p><b>第11節 医療及び助産計画</b></p> <p><b>第3 医療・助産の救護活動の実施</b></p> <p>1 救護活動</p> <p>医療及び助産は、市内医療機関、<u>一般社団法人</u>海部医師会又は海部歯科医師会、地区薬剤師会の協力を得て実施する。災害救助法が適用された場合は、市民病院、日本赤十字社愛知県支部、県医師会で編成される医療救護班により行われる。</p>	<p>一般社団法人化</p>
103	<p><b>第5 医薬品その他衛生材料の確保</b></p> <p>医療救護活動に必要な医薬品は、最寄りの販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は<u>県</u>あて調達の要請をする。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第5 医薬品その他衛生材料の確保</b></p> <p><u>1 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は 2次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議に調達の要請をする。</u></p> <p><u>2 地域災害医療対策会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。</u></p> <p><u>圏内での調達が不可能な場合は、災害医療調整本部に調達を要請する。</u></p> <p><u>3 災害医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
103	<p><b>第 6 応援要請</b></p> <p>市は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図るとともに、市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ医療、助産の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。</p>	<p>4 県薬剤師会は、市の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。</p> <p><b>第 6 応援要請</b></p> <p>市は、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医療品供給等の支援を要請する。</p>	<p>県計画との整合</p>
104	<p><b>第 8 災害救助法による実施基準</b></p> <p>2 医療及び助産の期間</p> <p>医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内、助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。ただし、<u>厚生労働大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</p>	<p><b>第 8 災害救助法による実施基準</b></p> <p>2 医療及び助産の期間</p> <p>医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内、助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。ただし、<u>内閣総理大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</p>	<p>県計画との整合</p>
107	<p><b>第 12 節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画</b></p> <p><b>第 5 遺体の埋火葬</b></p> <p>5 埋火葬相談窓口の設置</p> <p>速やかな埋火葬を<u>要求</u>する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。</p>	<p><b>第 12 節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画</b></p> <p><b>第 5 遺体の埋火葬</b></p> <p>5 埋火葬相談窓口の設置</p> <p>速やかな埋火葬を<u>要望</u>する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。</p>	<p>県計画との整合</p>
107	<p><b>第 7 災害救助法による実施基準</b></p> <p>1 遺体の捜索</p> <p>(2) 捜索の期間</p> <p>遺体の捜索は、災害の発生の日から 10 日以内に完了するものとする。ただし、<u>厚生労働大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</p>	<p><b>第 7 災害救助法による実施基準</b></p> <p>1 遺体の捜索</p> <p>(2) 捜索の期間</p> <p>遺体の捜索は、災害の発生の日から 10 日以内に完了するものとする。ただし、<u>内閣総理大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</p>	<p>県計画との整合</p>
107	<p>2 遺体の処理</p> <p>(2) 処理の期間</p> <p>遺体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。ただし、<u>厚生労働大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</p>	<p>2 遺体の処理</p> <p>(2) 処理の期間</p> <p>遺体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。ただし、<u>内閣総理大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</p>	<p>県計画との整合</p>
108	<p>3 遺体の埋葬</p> <p>(2) 埋葬の期間</p> <p>埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。た</p>	<p>3 遺体の埋葬</p> <p>(2) 埋葬の期間</p> <p>埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。た</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
109	<p>だし、<u>厚生労働大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</p> <p><b>第 13 節 防疫・保健衛生計画</b></p> <p><b>第 4 健康管理</b></p> <p>市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、<u>県と連携して保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行うものとする。</u></p> <p>とくに、<u>災害時要援護者</u>の健康状態には特段の配慮をするとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。</p>	<p>だし、<u>内閣総理大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</p> <p><b>第 13 節 防疫・保健衛生計画</b></p> <p><b>第 4 健康管理</b></p> <p>市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、<u>県と連携して保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行うものとする。</u></p> <p>とくに、<u>要配慮者</u>の健康状態には特段の配慮をするとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。</p>	<p>県計画との整合</p>
109	<p><b>第 5 避難所の生活環境管理</b></p> <p>市は、<u>避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に滅菌して使用する。また、避難所の生活環境を確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理などの衛生指導を行う。</u></p>	<p><b>第 5 避難所の生活環境管理</b></p> <p>市は、<u>避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
111	<p><b>第 14 節 廃棄物処理計画</b></p> <p><b>第 3 水害 廃棄物処理計画の策定</b></p>	<p><b>第 14 節 廃棄物処理計画</b></p> <p><b>第 3 災害 廃棄物処理 実行 計画の策定</b></p>	<p>県計画との整合</p>
111	<p>災対策に基づく「環境省防災業務計画」により、市は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、<u>水害 廃棄物対策指針(平成 17 年 6 月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課)</u>を参考に、被災状況を調査し、<u>水害 廃棄物の発生量を推定するとともに、水害 廃棄物処理計画を策定して、迅速に処理を進める。</u></p>	<p>災対策に基づく「環境省防災業務計画」により、市は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、<u>災害 廃棄物対策指針(平成 26 年 3 月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)</u>を参考に、被災状況を調査し、<u>災害 廃棄物の発生量を推定するとともに、災害 廃棄物処理 実行 計画を策定して、迅速に処理を進める。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
112	<p><b>第 7 応援要請</b></p> <p>市は、災害により、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、又はし尿又はごみ処理が不能となった場合は、<u>「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」</u>に基づき、<u>県内他市町村等</u>に応援を要請するものとする。</p>	<p><b>第 7 応援要請</b></p> <p>市は、災害により、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、又はし尿又はごみ処理が不能となった場合は、<u>「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」</u>に基づき、<u>周辺市町村及び県</u>に応援を要請するものとする。</p>	<p>県計画との整合</p>
113	<p><b>第 15 節 被災宅地の 応急 危険度判定対策計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p> <p>降雨等の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により住民の生命に関わる二次災害の発生のおそれがあるが、災害直後に被災した宅地の安全性はどうかなどの判断は専門的知識を持たない被災者には困難である。このため、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して危険度判定を行い、その危険性を周知するこ</p>	<p><b>第 15 節 被災宅地の危険度判定対策計画</b></p> <p><b>第 1 方針</b></p> <p>降雨等の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により住民の生命に関わる二次災害の発生のおそれがあるが、災害直後に被災した宅地の安全性はどうかなどの判断は専門的知識を持たない被災者には困難である。このため、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して危険度判定を行い、その危険性を周知するこ</p>	<p>誤訂正</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
114	<p>とにより、二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。</p> <p><b>第 16 節 応急住宅計画</b></p> <p><b>第 3 被災住宅等の調査</b></p> <p>市は災害のため住家に被害が生じた場合、<u>り災証明の発行</u>、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急処理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実行する。</p>	<p>とにより、二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。</p> <p><b>第 16 節 応急住宅計画</b></p> <p><b>第 3 被災住宅等の調査</b></p> <p>市は災害のため住家に被害が生じた場合、<u>罹災証明書</u>の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急処理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実行する。</p>	<p>県計画との整合</p>
114	<p><b>第 4 応急仮設住宅の建設</b></p> <p>(略)</p> <p>3 入居者の選定</p> <p>(1) 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助として市に委託し、市が行うものとする。</p> <p>なお、収容にあたっては <u>災害時要援護者</u> に十分配慮する。</p> <p>入居者の選定に当たっては十分に調査し、必要によっては民生委員等の意見を聞き、入居必要度の高い者から順次入居させるようにし、抽選等により入居者を決定してはならない。</p>	<p><b>第 4 応急仮設住宅の建設</b></p> <p>(略)</p> <p>3 入居者の選定</p> <p>(1) 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助として市に委託し、市が行うものとする。なお、収容にあたっては <u>要配慮者</u> に十分配慮する。</p> <p>入居者の選定に当たっては十分に調査し、必要によっては民生委員等の意見を聞き、入居必要度の高い者から順次入居させるようにし、抽選等により入居者を決定してはならない。</p>	<p>県計画との整合</p>
115	<p>4 住宅のあっせん</p> <p>(2) 住宅金融 <u>公庫</u> 資金借入れの指導</p> <p><b>第 8 災害救助法による実施基準</b></p>	<p>4 住宅のあっせん</p> <p>(2) 住宅金融 <u>支援機構</u> 資金借入れの指導</p> <p><b>第 8 災害救助法による実施基準</b></p>	<p>名称の変更</p>
116	<p>1 応急仮設住宅の建設</p> <p>(3) 建設の時期</p> <p>災害発生の日から 1 か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p>	<p>1 応急仮設住宅の建設</p> <p>(3) 建設の時期</p> <p>災害発生の日から 1 か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p>	<p>県計画との整合</p>
117	<p>2 被災住宅の応急修理</p> <p>(4) 修理の期間</p> <p>災害発生の日から 1 か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に <u>厚生労働大臣</u> の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p><b>第 17 節 文教災害対策計画</b></p> <p><b>第 11 災害救助法による実施基準</b></p>	<p>2 被災住宅の応急修理</p> <p>(4) 修理の期間</p> <p>災害発生の日から 1 か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に <u>内閣総理大臣</u> の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p><b>第 17 節 文教災害対策計画</b></p> <p><b>第 11 災害救助法による実施基準</b></p>	<p>県計画との整合</p>



風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
120	<p>2 学用品給与の期間</p> <p>学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。ただし、<u>厚生労働大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</p> <p>第18節 障害物除去計画</p> <p>第5 災害救助法による実施基準</p>	<p>2 学用品給与の期間</p> <p>学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。ただし、<u>内閣総理大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</p> <p>第18節 障害物除去計画</p> <p>第5 災害救助法による実施基準</p>	<p>県計画との整合</p>
121	<p>2 障害物除去の期間</p> <p>障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、<u>厚生労働大臣</u>の同意を得て期間を延長することができる。</p> <p>第19節 道路交通対策計画</p> <p>第1 交通対策</p>	<p>2 障害物除去の期間</p> <p>障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、<u>交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣</u>の同意を得て、<u>必要最小限の</u>期間を延長するものとする。</p> <p>第19節 道路交通対策計画</p> <p>第1 交通対策</p>	<p>県計画との整合</p>
123	<p>2 実施内容</p> <p>(3) 交通規制</p> <p>ア <u>道路管理者及び公安委員会(県警察)は、災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、交通の安全を確保し、又は災害応急対策を的確かつ円滑に実施する必要があると認められたときは、通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報の提供を実施する。</u></p> <p><u>なお、積雪や凍結等により著しく交通の安全と円滑に支障が生じた場合においても、前記に準じて必要な措置をとる。</u></p> <p>イ <u>道路管理者及び県警察は、通行の禁止・制限又はう回路の設定等の規制を行うに当たっては、相互に連絡協議する。</u></p> <p>ウ <u>道路管理者及び県警察は、通行の禁止・制限の規制を行った場合、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。</u></p> <p><u>また、これらの規制を行ったときは、適当なう回路を設定し、あるいは交通ふくそうを避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努め</u></p>	<p>2 実施内容</p> <p>(削除)</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
123	<p>る。</p> <p>エ 市、県警察は、道路、橋梁等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見し、又はこれらの状況につき通報を受けた場合、その道路管理者又は県警察に速やかに通報する等、道路管理者と県警察は密接な連絡をとり、応急工事、交通規制等の適切な処置がとられるよう配慮する。</p> <p>(4) 路上放置車両等に対する措置</p>	<p>(3) 路上放置車両等に対する措置</p>	
124	<p><b>第 2 道路災害対策</b></p> <p>2 実施内容</p> <p>(3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第 2 道路災害対策</b></p> <p>2 実施内容</p> <p>(3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p><u>また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
130	<p><b>第 21 節 電気・ガス・水道の供給計画</b></p> <p><b>第 5 LPガス（プロパンガス）</b></p> <p>3 応援協力関係</p> <p>一般社団法人愛知県LPガス協会は、応急復旧の実施が困難な場合は、社団法人 <u>エルピーガス協会</u> を通じて他の都道府県のLPガス協会に応援を要請する。</p>	<p><b>第 21 節 電気・ガス・水道の供給計画</b></p> <p><b>第 5 LPガス（プロパンガス）</b></p> <p>3 応援協力関係</p> <p>一般社団法人愛知県LPガス協会は、応急復旧の実施が困難な場合は、<u>一般社団法人全国LPガス協会</u> を通じて他の都道府県のLPガス協会に応援を要請する。</p>	<p>一般社団法人化</p>
134	<p><b>第 22 節 一般通信施設等対策計画</b></p> <p><b>第 2 実施内容</b></p> <p>8 株式会社 <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> は、被災地域への通信の疎通確保対策として、iモード災害用伝言板サービスを運用する。</p>	<p><b>第 22 節 一般通信施設等対策計画</b></p> <p><b>第 2 実施内容</b></p> <p>8 株式会社 <u>N T T ドコモ</u> は、被災地域への通信の疎通確保対策として、iモード災害用伝言板サービスを運用する。</p>	<p>商号の変更</p>
142	<p><b>第 26 節 航空機事故による災害対策計画</b></p> <p><b>第 3 情報の伝達系統</b></p> <p>※ 海上の事故及び事故により海上に被害が拡大する <u>恐れ</u> がある場合</p>	<p><b>第 26 節 航空機事故による災害対策計画</b></p> <p><b>第 3 情報の伝達系統</b></p> <p>※ 海上の事故及び事故により海上に被害が拡大する <u>おそれ</u> がある場合</p>	
143	<p><b>第 4 実施内容</b></p> <p>1 市及び海部東部消防組合の措置</p> <p>(2) 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第 4 実施内容</b></p> <p>1 市及び海部東部消防組合の措置</p> <p>(2) 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。</p> <p><u>また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
144	<p>(8) さらに、被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。</p> <p>また、必要があると認めるときは、<u>指定地方行政機関の長又は指定公共機関</u>に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求め</p> <p>る。</p> <p>第 27 節 鉄道災害対策計画</p> <p>第 4 実施内容</p>	<p>(8) さらに、被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。</p> <p>また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。</p> <p>第 27 節 鉄道災害対策計画</p> <p>第 4 実施内容</p>	<p>県計画との整合</p>
145	<p>1 市及び海部東部消防組合の措置</p> <p>(2) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p>(追加)</p> <p>第 28 節 放射性物質及び原子力災害応急対策計画</p> <p>第 3 実施内容</p>	<p>1 市及び海部東部消防組合の措置</p> <p>(2) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p><u>また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p> <p>第 28 節 放射性物質及び原子力災害応急対策計画</p> <p>第 3 実施内容</p>	<p>県計画との整合</p>
147	<p>1 <u>市の措置</u></p> <p>(1) <u>放射性物質災害発生時の応急対策</u></p> <p>ア 事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。</p> <p>イ 事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。</p> <p>ウ 放射性物質に係る消防活動 <u>及び救急救助</u>については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>放射線障害に対する医療体制</u></p> <p>ア <u>放射線被ばく及び放射線汚染がない場合は、通常の診療体制で実施する。</u></p> <p>イ <u>放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、放射線計測器、除染設備等を有する診療施設での対応が望ましいので、</u></p>	<p>1 <u>放射性物質災害発生時の応急対策</u></p> <p>(1) <u>市の対策</u></p> <p>ア 事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。</p> <p>イ 事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。</p> <p>ウ 放射性物質に係る消防活動 <u>(消火・救助・救急)</u>については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
147 148	<p><u>あらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずる。</u></p> <p>(4) 特定事象発生時の応急対策</p> <p>ア 市の対策</p> <p>放射性物質の輸送中に原子力災害対策特別措置法第 10 条、同法施行令第 4 条、同法施行規則第 2 条及び第 8 条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生したときは、<u>(1)</u>の対策に加えて次の対策をとるものとする。</p> <p>(ア) 事業者等から、事故の概要、<u>放射線</u>、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、<u>県</u>、<u>警察</u>、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。</p> <p>(イ) 特定事象発生の通報を受けた場合は、<u>直ちに</u>国に専門家の派遣を要請する。</p> <p>イ 情報の収集・伝達系統図</p> <p>(略)</p>	<p><u>2</u> 特定事象発生時の応急対策</p> <p>(1) 市の対策</p> <p>核燃料物質等の輸送中に原子力災害対策特別措置法第 10 条、同法施行令第 4 条、同法施行規則第 2 条及び第 8 条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生したときは、<u>1</u>の対策に加えて次の対策をとるものとする。</p> <p>ア 事業者等から、事故の概要、<u>放射線量</u>、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、<u>県</u>、<u>県警察</u>、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。</p> <p>イ 特定事象発生の通報を受けた場合は、<u>必要に応じて</u>国に専門家の派遣を要請する。</p> <p>(2) 情報の収集・伝達系統図</p> <p>(略)</p>	<p>県計画との整合</p>
148	<p>(5) 緊急事態応急対策</p> <p>放射性物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、施設から概ね半径 10 km 程度が目安とされている、原子力発電所等の防災対策を重点的に実施すべき地域よりも相当狭くなるものと考えられる。しかし、放射線等は人間の五感に感じられないという特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施したときは、住民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、<u>(1)</u>、<u>(4)</u>の対策に加え次の対策をとるものとする。</p> <p>ア 市の対策</p> <p>(ア) 原子力緊急事態宣言があったときは、<u>市町村</u>災害対策本部を自動的に設置する。</p> <p>(イ) 原子力緊急事態宣言に際して、国が示した避難すべき地域の <u>居住者</u>等の屋内退避、避難勧告・指示を速やかに実施する。</p> <p>(追加)</p> <p>(ウ) 国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。</p>	<p><u>3</u> 緊急事態応急対策</p> <p>放射性物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、施設から概ね半径 10 km 程度が目安とされている、原子力発電所等の防災対策を重点的に実施すべき地域よりも相当狭くなるものと考えられる。しかし、放射線等は人間の五感に感じられないという特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施したときは、住民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、<u>1</u>、<u>2</u>の対策に加え次の対策をとるものとする。</p> <p>(1) 市の対策</p> <p>ア 原子力緊急事態宣言があったときは、<u>市</u>災害対策本部を自動的に設置する。</p> <p>イ 原子力緊急事態宣言に際して、国が示した避難すべき地域の <u>住民</u>等の屋内退避、避難勧告・指示を速やかに実施する。</p> <p>ウ <u>市は、県及び県警察と連携し、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。</u></p> <p>エ 国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。</p>	<p>誤訂正</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
149 149	<p><u>イ</u> 情報の収集・伝達系統図 (追加)</p>	<p><u>(2)</u> 情報の収集・伝達系統図 4 医療関係活動 <u>(1)</u> 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 <u>(2)</u> 放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。</p>	<p>県計画との整合</p>
149	<p><u>(6)</u> 放射性物質及び原子力災害事後対策 防災関係機関は、原子力災害対策特別措置法第 27 条に規定する原子力災害事後対策として、事業者及び各機関と相互に協力し、次の対策を実施するものとする。 <u>ア</u> 市の対策 <u>(ア)</u> 市は、県と連携して原子力緊急事態宣言が解除された後の放射線量等を調査する。 <u>(イ)</u> 市は、県と連携して緊急事態応急対策を実施した地域の居住者等に対する健康診断や心身の健康に関する相談を実施する。 <u>(ウ)</u> 市は、<u>将来の医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、避難等の措置をとった住民が災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難所においてとった措置等を記録する。</u></p>	<p>5 放射性物質及び原子力災害事後対策 防災関係機関は、原子力災害対策特別措置法第 27 条に規定する原子力災害事後対策として、事業者及び各機関と相互に協力し、次の対策を実施するものとする。 <u>(1)</u> 市の対策 <u>ア</u> 市は、県と連携して原子力緊急事態宣言が解除された後の放射線量等を調査する。 <u>イ</u> 市は、県と連携して緊急事態応急対策を実施した地域の居住者等に対する健康診断や心身の健康に関する相談を実施する。 <u>ウ</u> 市は、<u>避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所においてとった措置等を記録する。</u> <u>エ</u> 市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等の必要な措置を行う。 <u>オ</u> 風評被害等の影響の軽減 <u>(ア)</u> 市は、<u>原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、国、県、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適切な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。</u> <u>(イ)</u> <u>団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。</u></p>	<p>誤訂正  県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
150	<p>イ 事業者の対策 事業者は、県、市と密接な連携のもとに、放射性物質や放射性物質で汚染された物資を除染するものとする。</p> <p>2 その他の機関の措置</p> <p>第 29 節 危険物及び毒劇物等化学薬品類災害対策計画</p> <p>第 3 実施内容</p> <p>1 市及び海部東部消防組合消防本部の措置</p> <p>(2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>(ウ) <u>輸出の促進及び観光振興のために、農林水産業、工業品等の適正な流通、施策に十分に配慮を行うものとする。</u></p> <p>(2) 事業者の対策 事業者は、県、市と密接な連携のもとに、放射性物質や放射性物質で汚染された物資を除染するものとする。</p> <p>6 他の機関の措置</p> <p>第 29 節 危険物及び毒劇物等化学薬品類災害対策計画</p> <p>第 3 実施内容</p> <p>1 市及び海部東部消防組合消防本部の措置</p> <p>(2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。</p> <p><u>また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>県計画との整合</p>
150	<p>(5) (4) によってもさらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。</p> <p>また、必要があると認められる場合には、指定地方行政機関の<u>長又は指定公共機関</u>に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。なお、詳しい内容は、本章第 34 節「応援要請計画」によるものとする。</p> <p>第 30 節 高圧ガス災害対策計画</p>	<p>(5) (4) によってもさらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。</p> <p>また、必要があると認められる場合には、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。なお、詳しい内容は、本章第 34 節「応援要請計画」によるものとする。</p> <p>第 30 節 高圧ガス災害対策計画</p>	<p>県計画との整合</p>
151	<p>高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加える <u>恐れ</u>があるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。</p> <p>第 2 実施内容</p>	<p>高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加える <u>おそれ</u>があるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。</p> <p>第 2 実施内容</p>	<p>誤訂正</p>
151	<p>(6) (5) によってもさらに消防力等を必要とする場合は、県に対</p>	<p>(6) (5) によってもさらに消防力等を必要とする場合は、県に対</p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行 (平成 26 年 3 月修正)	改正案	改正理由
152	<p>して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。</p> <p>また、必要があると認められる場合には、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。なお、詳しい内容は、本章第 34 節「応援要請計画」によるものとする。</p> <p><b>第 31 節 大規模な火事災害対策計画</b> <b>第 2 実施内容</b> 1 市及び海部東部消防組合の措置 (3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 (追加)</p>	<p>して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。</p> <p>また、必要があると認められる場合には、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。なお、詳しい内容は、本章第 34 節「応援要請計画」によるものとする。</p> <p><b>第 31 節 大規模な火事災害対策計画</b> <b>第 2 実施内容</b> 1 市及び海部東部消防組合の措置 (3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 <u>また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	<p>県計画との整合</p>
154 154	<p><b>第 32 節 ボランティアの受け入れ計画</b> <b>第 4 予想されるボランティア団体等</b> 1 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体 日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知県連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、<u>財団法人</u> 愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード (協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、公益財団法人名古屋 YMCA、一般財団法人名古屋 YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害 V ネット、特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、<u>社団法人</u> 日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</p>	<p><b>第 32 節 ボランティアの受け入れ計画</b> <b>第 4 予想されるボランティア団体等</b> 1 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体 日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知県連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、<u>公益財団法人</u> 愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード (協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、公益財団法人名古屋 YMCA、一般財団法人名古屋 YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害 V ネット、特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、<u>公益社団法人</u> 日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</p>	<p>公益社団法人化</p>
154	<p>3 その他のボランティア団体等 赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門学校 <u>学校生徒</u>、各種団体、県外からのボランティア</p> <p><b>第 34 節 応援要請計画</b></p>	<p>3 その他のボランティア団体等 <u>愛知県防災ボランティアグループ</u>、赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門学校、各種団体、県外からのボランティア</p> <p><b>第 34 節 応援要請計画</b></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
159	(追加)	<b>第 6 災害緊急事態</b> <u>内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市は政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。</u>	県計画との整合
160	<b>第 35 節 自衛隊災害派遣要請計画</b> <b>第 3 派遣要請を依頼する災害</b> 自衛隊の派遣要請を依頼する基準は、災害が発生し、若しくは発生しようとしているときで、人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が市において不可能又は困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められるときとする。 この場合において、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知する。	<b>第 35 節 自衛隊災害派遣要請計画</b> <b>第 3 派遣要請を依頼する災害</b> 自衛隊の派遣要請を依頼する基準は、災害が発生し、若しくは発生しようとしているときで、人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が市において不可能又は困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められるときとする。 この場合において、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。	県計画との整合
161	<b>第 4 災害派遣部隊等の活動範囲</b> (略) 10 救助物資の無償貸付又は譲与「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は <u>救助品</u> を譲与する。	<b>第 4 災害派遣部隊等の活動範囲</b> (略) 10 救助物資の無償貸付又は譲与「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は <u>救じゅつ品</u> を譲与する。	県計画との整合
163	<b>第 5 災害派遣要請等手続</b> 2 依頼先 (3) 自衛隊 陸上自衛隊第 10 師団司令部 課業時間内：内線 <u>531</u> (防衛班) 課業時間外：内線 <u>301</u> (当直室)  陸上自衛隊第 35 普通科連隊 課業時間内：内線 <u>460</u> (防衛班) 課業時間外：内線 <u>477</u> (当直室)  陸上自衛隊第 10 特科連隊 課業時間内：内線 <u>238</u> (第 3 科) 課業時間外：内線 <u>302</u> (当直室) 陸上自衛隊第 10 後方支援連隊 課業時間外：内線 <u>302</u> (当直室) <b>第 4 章 災害復旧計画</b> <b>第 3 節 民生安定のための緊急措置</b>	<b>第 5 災害派遣要請等手続</b> 2 依頼先 (3) 自衛隊 陸上自衛隊第 10 師団司令部 課業時間内：内線 <u>4236</u> (防衛班) 課業時間外：内線 <u>4301</u> (当直室)  陸上自衛隊第 35 普通科連隊 課業時間内：内線 <u>4831</u> (第 3 科) 課業時間外：内線 <u>4509</u> (当直室)  陸上自衛隊第 10 特科連隊 課業時間内：内線 <u>3234</u> (第 3 科) 課業時間外：内線 <u>3790</u> (当直室) 陸上自衛隊第 10 後方支援連隊 課業時間外：内線 <u>202</u> (当直室) <b>第 4 章 災害復旧計画</b> <b>第 3 節 民生安定のための緊急措置</b>	県計画との整合



風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
174	<p>災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、市は災害救助法の適用を申請し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</p> <p>被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる <u>り災証明</u> について、早期に被災者に交付するものとする。</p>	<p>災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、市は災害救助法等の適用を申請し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</p> <p>被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる <u>罹災証明書</u> について、<u>その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、</u>早期に被災者に交付するものとする。</p>	<p>県計画との整合</p>
175	<p><b>第 1 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</b></p> <p>4 厚生資金</p> <p>(2) 被災者生活再建支援金</p> <p>被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、同法の適用となる自然災害により <u>その生活基盤に著しい被害</u> を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>(被災者生活再建支援金)</p>	<p><b>第 1 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</b></p> <p>4 厚生資金</p> <p>(2) 被災者生活再建支援金</p> <p>被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、同法の適用となる自然災害により <u>全壊またはこれに準ずる程度の被害</u> を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p>	<p>県計画との整合</p>
175	<p>(3) 生活福祉資金</p> <p>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として <u>災害援護資金</u> の貸付けを行う。</p>	<p>(3) 生活福祉資金</p> <p>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として <u>福祉資金</u> の貸付けを行う。</p>	<p>県計画との整合</p>
175	<p>(追加)</p>	<p>6 <u>罹災証明書の交付等</u></p> <p><u>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</u></p> <p><u>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u></p>	<p>県計画との整合</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 26 年 3 月修正）	改正案	改正理由
175	<p>第2 住宅等対策 (追加)</p> <p>1 災害公営住宅の建設 (略)</p>	<p>第2 住宅等対策</p> <p>1 応急仮設住宅の建設 <u>家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。</u></p> <p>2 災害公営住宅の建設 (略)</p>	<p>県計画との整合</p>
176	<p>2 被災住宅等の復旧相談</p>	<p>3 被災住宅等の復旧相談</p>	
176	<p>第3 暴力団等への対策 (追加)</p> <p>1 復旧・復興事業からの暴力団排除 復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。</p> <p>2 公の施設からの暴力団排除 被災者支援施策として <u>県及び市が行う</u> 公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。</p>	<p>第3 暴力団等への対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 暴力団等の動向把握 <u>災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。</u></p> <p>(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 <u>暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。</u></p> <p>(3) 暴力団排除に関する広報活動等 <u>暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対して的確な対応を行う。</u></p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。</p> <p>(2) 公の施設からの暴力団排除 被災者支援施策として <u>市</u> 公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。</p>	<p>県計画との整合</p>